

大船渡駅周辺地区土地利活用マッチング事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大船渡都市計画事業大船渡駅周辺地区土地区画整理事業区域内（以下「区域内」という。）の未利用地の有効活用を通じて、市街地形成の促進及び地域活性化を図るため、大船渡駅周辺地区土地利活用マッチング事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未利用地 現に所有者等が使用しておらず、かつ、建築物その他の工作物がない宅地（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1号の宅地をいう。）をいう。
- (2) 所有者等 所有権により、当該未利用地の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 土地利活用マッチング事業 区域内に存する未利用地の売却又は賃貸を希望する所有者等から登録申込みを受けた物件について、未利用地の利活用を希望する者に対し、情報提供する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、土地利活用マッチング事業以外による未利用地の取引を妨げるものではない。

(対象地)

第4条 土地利活用マッチング事業による対象地は、区域内の未利用地とする。

(未利用地の登録)

第5条 土地利活用マッチング事業により未利用地を登録しようとする所有者等は、土地情報登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 この要綱を施行する以前に土地情報の掲載を希望し、面談会参加申込書兼情報提供承諾書を市長に提出した所有者等は、登録申込書を提出したものとみなす。

(未利用地に係る登録情報の変更等)

第6条 前条の規定により未利用地を登録した所有者等（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、速やかに登録変更(抹消)届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 登録された未利用地の所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 登録申込書の記載事項に変更があったとき。
- (3) 登録した未利用地の抹消が必要になったとき。

(登録物件の成約の届出)

第7条 登録者は、土地利活用マッチング事業を利用し、未利用地の紹介を受けようとする者（以下「希望者」という。）との交渉の結果、未利用地の売買又は賃貸借の契約が成立した場合は、速やかに物件成約届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(未利用地に係る登録情報の抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、未利用地に係る登録情報を抹消するものとする。

- (1) 第6条第3号の規定による届出があったとき。

- (2) 物件成約届を受領したとき
- (3) 登録申込書の記載事項に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(希望者からの利用申請)

第9条 希望者は、登録情報利用申込書（様式第4号。以下「利用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(希望者に係る申込みの変更等)

第10条 希望者は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、速やかに申込変更（取下げ）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用申込書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 申込みを取り消したいとき。

(希望者に係る申込みの取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、希望者からの申込みを取り消すものとする。

- (1) 前条第2号の規定による届出があったとき。
- (2) 利用申込書の記載事項に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録情報の提供)

第12条 市長は、未利用地の登録情報を市ホームページに掲載するとともに、登録者及び希望者に対して有用な情報を提供するものとする。

(登録者と希望者の交渉等)

第13条 希望者は、土地利用マッチング事業の登録物件について購入又は賃借を希望するときは、必要に応じて宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）を介し、交渉及び契約（以下「交渉等」という。）に伴う必要な行為を行うものとする。

2 市長は、登録者及び希望者並びに宅建業者間の交渉等について、一切の関与をしないものとする。

3 交渉等に関する一切の紛争等については、当事者間で誠意を持って解決に当たるものとする。

(未利用地登録及び登録情報利用の要件)

第14条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者は、未利用地登録及び登録情報利用の申込みができない。

(個人情報の取扱い)

第15条 登録者及び希望者は、土地利用マッチング事業の利用により取得した個人情報を他に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。